

令和 6 年度秋の年次公開検証

「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」

＜令和 6 年 11 月 14 日＞

経済産業省

大臣官房 福島復興推進グループ

福島新産業・雇用創出推進室

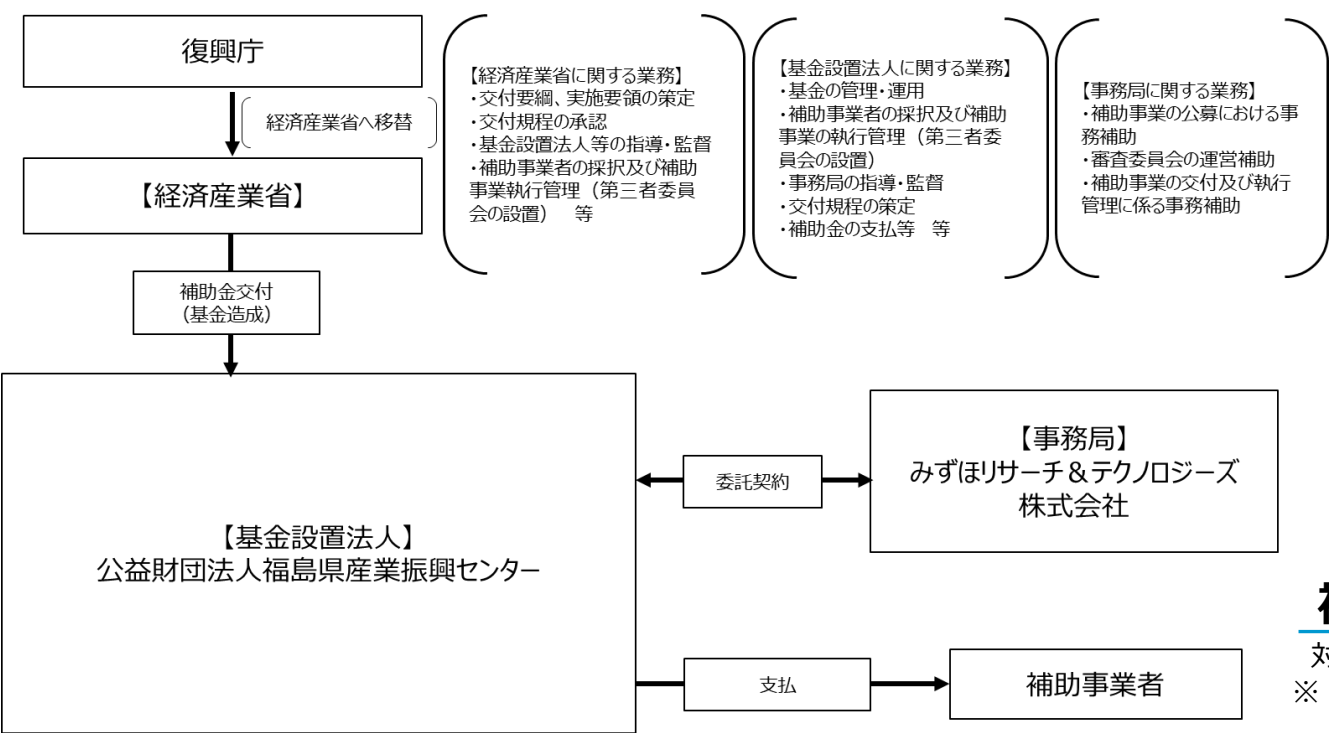
本補助金の概要

事業の目的及び概要

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、以下のⅠ及びⅡの事業により、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、以下のⅢの事業により、商業回復を進める。

- Ⅰ 製造・サービス業等立地支援事業
- Ⅱ 地域経済効果立地支援事業
- Ⅲ 商業施設等立地支援事業

本補助金の執行スキーム



予算

・	3 2 0 億円(平成28年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	1 8 5 億円(平成29年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	8 0 億円(平成30年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	8 8 億円(平成31年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	2 1 5 億円(令和 3 年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	1 4 1 億円(令和 4 年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	1 4 1 億円(令和 5 年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
・	1 2 2 億円(令和 6 年度	東日本大震災復興特会	当初予算)
計	1, 2 9 2 億円		

これまでの公募期間の実績

- ・一次公募
平成28年7月7日（木）から平成28年9月30日（金）
- ・二次公募
平成29年6月9日（金）から平成29年9月8日（金）
- ・三次公募
平成30年3月23日（金）から平成30年9月14日（金）
- ・四次公募
平成31年4月22日（月）から令和元年7月29日（月）
- ・五次公募
令和2年3月23日（月）から令和2年8月31日（月）
- ・六次公募
令和3年6月28日（月）から令和3年9月28日（火）
- ・七次公募
令和4年4月7日（木）から令和4年7月22日（金）
- ・八次公募
令和5年4月7日（金）から令和5年7月7日（金）
- ・九次公募
令和6年4月5日（金）から令和6年7月5日（金）

補助対象者

対象地域内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人（※）。

※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法（昭和40年法律第33号）第143条（青色申告）に基づく承認を受けている者に限る。

本補助金の要件等

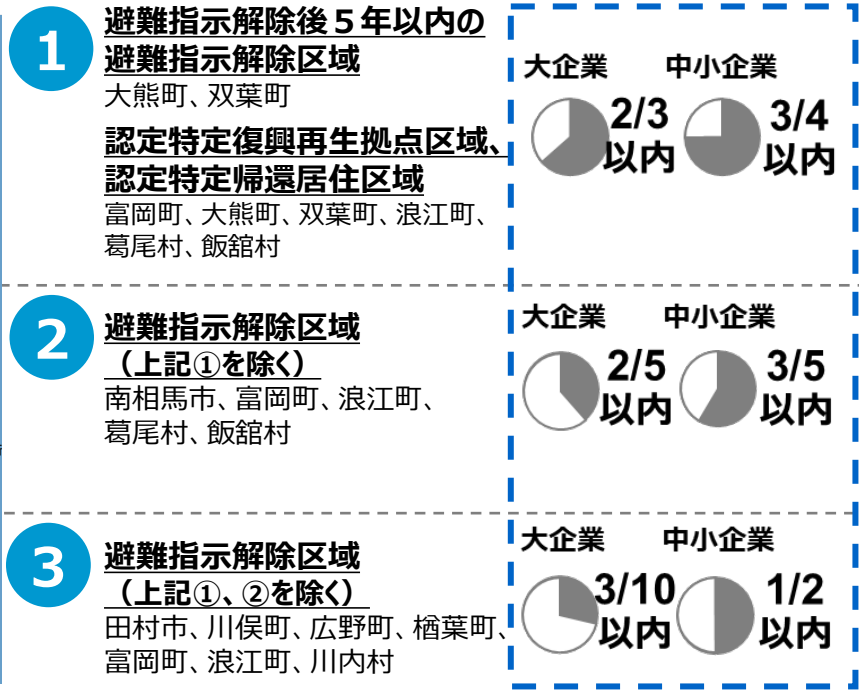
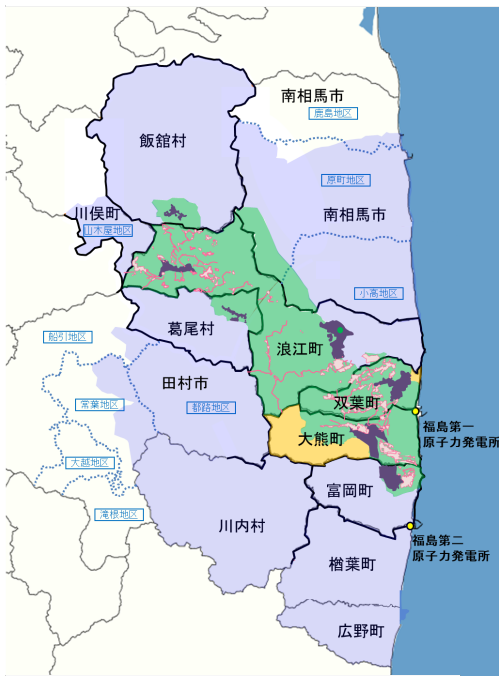
I 製造・サービス業等立地支援事業

(1) 交付額上限及び補助率

○交付上限額

30億円 ただし第三者委員会の評価が特に高い案件は50億円。

○補助率



(2) 交付要件

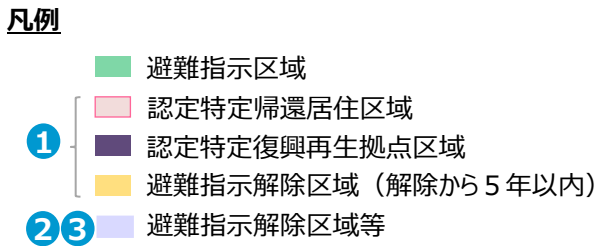
下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1／3を上限に非正規社員(※)を含めることができる。
※非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たり労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
3千万円以上	2人以上
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費。
※投下固定資産額は、原則5千万円を下限とする。



本補助金の執行状況

区 分	件数 (件)	補助金額 (百万円)	雇用 (人) ※ 1	総投資額 (百万円) ※ 2
田村市	4	6,110	88	12,113
南相馬市原町区	30	18,969	286	39,942
南相馬市小高区	2	1,912	17	2,895
川俣町	0	0	0	0
広野町	11	4,151	73	9,672
楡葉町	16	11,620	210	22,396
富岡町	20	10,451	148	17,562
川内村	4	3,314	60	6,149
大熊町	8	10,481	103	15,343
双葉町	9	6,905	87	11,117
浪江町	23	17,406	214	26,419
葛尾村	3	1,425	33	2,436
飯舘村	5	3,158	40	5,180
いわき市	0	0	0	0
新地町	0	0	0	0
相馬市	0	0	0	0
合計	135	95,902	1,359	171,224

※ 1 交付決定事業によって創出される新規地元雇用者数

※ 2 交付申請書記載の計画額ベース

平成28年度～令和 5 年度におけるⅢ商業施設等立地支援事業を除く累計(交付決定ベース)

本補助金の基金残高

- 「交付決定額」から支出額が減少する要素は「確定減、返納額（財産処分等）」。これに「交付決定未済額（今後支出予定の額）」を加え、「支出済額」を差し引いたものが、「支出未済額（引当相当額）」となる。
- 基金残高から支出未済額を差し引いた約142億円が基金純残高となり、次年度予算額と合わせて次回公募における採択財源となる。

令和6年3月末時点(単位：百万円)

	採択額 (辞退除く)	①当初交付 決定額（事 業廃止等除 く）	②計画変更額	A：交付決定額 (①－②)	<参考1>事 業廃止等額	A'：交付決 定未済額 (今後支出 予定の額)	B：支出済額	<参考2>支 出手続中及 び事業中額	C：確定 減、返納額 (財産処分 等)	D(A + A'－ B－C)： 支出未済額 (引当相当 額)	E：基金残高	F(E－D)： 基金純残高
	117,353	91,301	609	90,693	7,418	11,897	35,550	55,143	690	66,350	80,581	14,231
(件数)	161	134		134	13	14	73	61		75		

- ※1 「金額」について、端数処理等の関係で、表に記載のある計算式に従って算出した数字が、表に記載している金額と完全に一致しない箇所がある。
- ※2 採択額よりも減額して交付決定された事業があるため、「①当初交付決定額（事業廃止等除く）」、「<参考1>事業廃止等額」及び「A'：交付決定未済額（今後支出予定の額）」を合計しても、「採択額（辞退除く）」とは一致しない。
- ※3 事務管理費は除外（1年当たり約2億円）。
- ※4 「件数」について、同一の補助事業者が複数回の計画変更を行ったり、計画変更を行いかつ確定減となったりする等のケースもカウントしている関係上、「②計画変更額」及び「C:確定減、返納額（財産処分等）」については、件数の記載を省略している。
- ※5 採択後に辞退した件数は31件であり、採択件数192件から差し引いた件数が、左列の「採択額（辞退除く）」の件数となる。
- ※6 事業中の件数は36件であり、「A：交付決定額」134件から「B:支出済額」73件を引いた61件の内数。（61件と事業中である36件の差25件は、事業完了しているが支払手続中の案件）

本年6月の復興庁での自己点検（公開プロセス）とりまとめコメントへの対応状況

○成果目標について、当該年度に執行実績が見込める数値を毎年度設定しており、PDCAの観点で不十分。現在、長期アウトカムは雇用創出を目標としているが、本事業の最終目標を再度検討し、各事業メニューについて中長期的効果や継続合理性の検証に適う長期アウトカム（成果目標・成果指標）を検討すべき。

<答>

御指摘を踏まえ、適切な長期アウトカムを設定すべく検討を進めているところ。一方、避難指示区域の解除時期や産業団地の造成状況など、被災地域それぞれの状況が異なることに鑑みると、全ての地元自治体の理解が得られるような総括的・画一的な目標を設定することは容易ではない。引き続き、適切な長期アウトカムをどのようなものとすべきかについて、地元自治体をはじめとする関係者の意見も聴きながら、検討を進めてまいりたい。

○長期間に渡り、事業が未完で支出に至っていない事例なども見受けられることから、事業の進捗を丁寧に把握し、毎年度の予算計上を見直すなどして基金残高の適正化を図るべき。また、事業者の事業計画をしっかりと見極め、辞退を促すことや、採択合計の約1/4が辞退・廃止となっている状況の原因分析を行う必要がある。

<答>

事業が未完で支出に至っていない事例のうち、事業に着手していない、あるいは延長を繰り返しているいわゆる滞留案件については、事業者と密にコミュニケーションを取りながら、辞退等を促している。また、滞留案件について、国及び基金設置法人がより能動的に対応できるよう、関係規程の改正について検討中であり、関係機関と調整している。

その上で、基金残高については、次年度予算と合わせて次回公募における採択財源となるため、一定程度の規模を確保しておく必要があると考えているが、過剰な基金残高とならないよう、引き続き努めてまいりたい。

また、採択合計の約1/4が辞退等となっていることについて、制度創設時からの計算とすると約1/4であるが、近年は10%以内で推移している。これは、辞退等の主な理由が資金繰りであることが判明してきたことから、採択に当たって、事業計画に無理がないか、企業体力に対して過剰な投資規模となっていないかなど、資金計画について特に厳格に審査してきたことによるもの。

○雇用要件により住民の帰還や移住に一定の効果が出ていることは理解できたが、一方で、人手不足の状況や企業の省力化などの現状と見合っていないとの問題もあるため、事業目的が雇用創出のままで良いか見直しを検討すべき。事業メニューによっては、地域経済効果要件の考慮といった工夫も見られるが、例えば、福島イノベーションコースト構想などの創造的復興に向けて付加価値の高い企業を誘致するために、要件の再設定、周知方法の改善やスタートアップ支援等の他事業との連携なども検討すべき。

<答>

事業目的として引き続き雇用の創出は重要であると考えているが、雇用要件については、現在の経済・雇用環境等を踏まえ、地元自治体の意見も聴きながら、見直しを行ってまいりたい。また、地域経済効果立地支援事業（福島イノベーションコースト構想の重点分野に資する事業等）の要件についても、より付加価値の高い企業の誘致ができるよう抜本的な見直しを行ってまいりたい。

○事業終了に向けて、取り組むべき課題・施策についての検討を開始すること。

<答>

被災地域の復興は未だ途上であり、当面は本補助金の継続が必要。今後、第二期復興創生期間後に向けた復興政策全体の議論の推移を見守りつつ、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定プロセス等を通じて、政府関係機関や、県、地元自治体とも議論を深め、今後の本補助金の在り方について検討を深めてまいりたい。